	2005年4月	2005年5月	2005年6月	2005年7月	2005年8月	2005年9月	2005年10月	2005年11月	2005年12月
全体の流れ	医療法人の構想固め 保健所事前相談 財務・税務面の計画と検証 過去の決算状況と最新の試算表により検討。財産目録の基礎		設立総会 設立総会決議録○ 月　日		申請書事前審査（仮審査） 保健所 道庁　８月１０	設立認可申請 保健所　９月７	医療審議会	医療法人設立認可 １１月上旬	
やるべきこと	医療法人設立（移行）の目的を明確にし、目的の優先順位に従い、構想を立てる。 Ⅰ病院・診療所の維持、発展 ①優秀な人材の確保 ②財務基盤の安定 ③従業員の意識高揚 Ⅱスムースな事業承継 ①経営権の確保 ②役員、社員の構成 ③Ⅰとの整合性 Ⅲ適正な税金対策 ①出資の規模 ②財務上の見通し	・金融機関、リース会社等外部債権者、利害関係者への通知・了解確保 ・医師会への挨拶	認可申請書 添付書類 ・定款 ・財産目録（設立当初） ・負債明細書 ・負債残高証明及び引継承諾願 ・出資申込書写し ・設立総会議事録写し ・拠出金に関する金融機関の残高証明、融資証明 ・不動産登記簿謄本、鑑定評価 ・不動産賃貸契約写し　積算根拠 ・借受不動産に係る不動産登記簿謄本 ・リース契約引継承諾書 ・医療法人認可申請の概要 ・*診療所施設の概要書* ・診療所の開設届済証の写し ・管理者の医師免許証写し ・診療所の図面 ・設立後3年間の*事業計画書*、予算書 ・設立者の委任状又は設立代表者選任決議録写し ・設立者の履歴書 ・役員の就任承諾書及び履歴書 ・設立者の印鑑証明 ・病院従事者名簿、確認書 ・申請前6か月分の診療報酬（社会保険・国民健康保険）の振込通知書写し、所得税確定申告書写し		基準日　　月　　日		１０月下旬	・医療法人設立登記 ・登記届出 ・法人診療所開設許可申請 ・法人診療所開設許可 ・法人診療所検査申請 ・法人診療所使用検査 ・法人診療所使用許可 ・法人診療所開設・個人診療所廃止 ・同届出 １２月１日 取引先、仕入先、利害関係者等への通知 セレモニー	
その他	パートナーの選定 税理士・司法書士・その他		3部作成し、保健所に提出						

医療法第44条「医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。」
「認可」･･･主務官庁は法律上自由裁量権を与えられていない。→　認可の申請があった場合、法律上の規定をすべてクリアしておれば、主務官庁は必ず「認可」しなければならない。
　つまり、認可の申請をした場合「医療法」第45条に規定された認可条件を満たしていれば、都道府県知事は必ず「医療法人」として認可しなければならない。